報告事項１（意見聴取）

令和３年５月定例府議会提出予定の議案について

　令和３年５月定例府議会に提出予定の、特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案及び条例案について、次のとおり報告し、委員会に意見を求める。

令和３年５月11日

〇事件議決案

　１　損害賠償及び和解の件

＜参考＞

　〇今後の予定

　　　５月14日以降　地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく知事からの意見聴取

　　　５月20日　　　意見聴取に対する回答期限

　　　５月21日　　　５月定例府議会本会議開会

　〇地方教育行政の組織及び運営に関する法律

　　（教育委員会の意見聴取）

　　　第29条　地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。